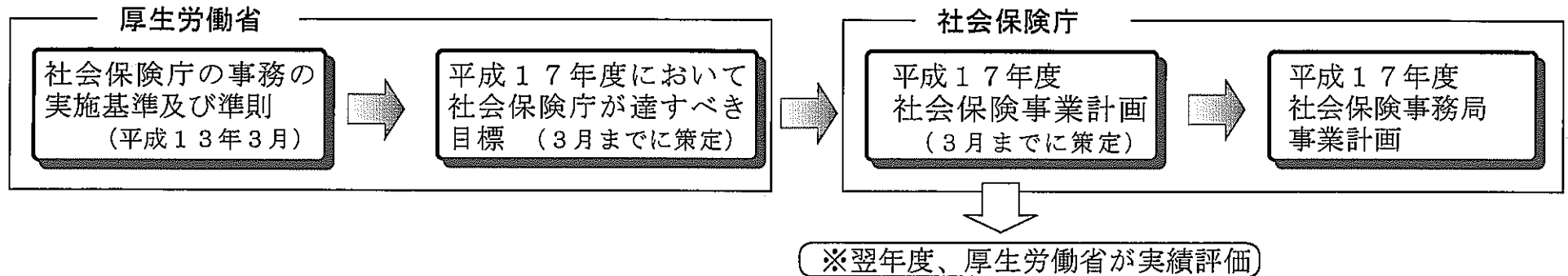


資料1

# 平成17年度社会保険事業計画(案)について

## 1. 「社会保険事業計画」について

社会保険事業計画は、厚生労働省が毎年度定める「社会保険庁が達成すべき目標」を踏まえ、社会保険庁が、年度の事業計画として定める計画。この全国版の計画を踏まえ、地方社会保険事務局単位でも、計画を定める。



## 2. 平成17年度計画(案)の策定の考え方

(1) 緊急対応プログラムの内容を含め、社会保険庁改革の直近の内容を盛り込む。

(2) 記述はできる限り、具体的に、かつ、数値で示すようにする。(数値は3種類)

「数値目標」：厚生労働省が定める「社会保険庁が達成すべき目標」に盛り込まれる数値目標

「計画数値」：社会保険庁が自ら定める努力目標として、計画の進捗管理を数値により行うために示すもの。平成17年度に実施する計画(予定)数値を計上

「見込数値」：事業計画として、業務の規模をつかめるように示すもの。経済情勢等に左右され、保険者努力が反映されにくい数値について、平成17年度の見込数値を計上

(3) 本省が定める「達成すべき目標」との対応関係で示す構成とする。

(4) 社会保険事業運営評議会のご議論を踏まえた上で、3月下旬に策定。

◎緊急対応プログラム(平成16年9月17日) 5. 組織の改革 ア 内部統制(ガバナンス)等の強化

○実績評価と目標設定を明確にして業務管理を行うとともに、社会保険事業計画を全面的に見直す(17年度)

### 3. 計画(案)の概要

#### I 事業運営方針

- 社会保険制度は、国民が安心して生活をしていく上で、揺るがすことのできない社会基盤の根幹であり、これを安定的に運営することは、国民から付託された、極めて重要な使命である。
- 社会保険庁は、昭和37年の創設以来、国民に奉仕すべく、「親切、迅速、正確」という3Sのモットーを掲げて、事業運営に努めてきた。しかし、昨年来、社会保険庁の事業の在り方に、様々な問題点の指摘がなされ、また、昨年9月には、社会保険庁の元課長が収賄容疑で逮捕される不祥事が発生した。
- 社会保険制度は、国民の信頼があってこそ成り立つものであり、損なわれた国民の信頼を回復するためには、様々な厳しい批判を真摯に受け止め、社会保険庁の改革を速やかに進めていく必要がある。
- 昨年の8月に社会保険庁改革推進本部を発足させ、80項目の「緊急対応プログラム」をとりまとめ、「社会保険庁は変わります」宣言を発表し、目に見える具体的成果を上げるべく、取り組んでいるところ。平成17年度は、国民の信頼に応えられるよう、全力を挙げて、事業運営に取り組む。

#### 5つの基本方針

##### 1. 国民サービスの向上

- ①国民ニーズの把握
- ②ニーズに対応したサービスの提供
- ③必要なサービス提供のための体制等の見直し

##### 2. 予算執行の透明性の確保等

- ①不適切な予算執行の排除
- ②予算執行の透明性の確保
- ③新たなチェックシステムの的確な実施

##### 3. 個人情報保護等の徹底

- ①個人情報管理システムの強化
- ②規定の整備等
- ③監視体制の強化

##### 4. 保険料徴収の徹底

- ①要因別収納対策等の推進
- ②社会全体での取組の推進
- ③年度別行動計画に基づく収納対策の推進

##### 5. 組織の改革

- ①内部統制（ガバナンス）等の強化
- ②組織・人員の配置の見直し
- ③職員の意識改革

## II 実施計画

### 1. 適用事務に関する事項

- (1) 国民年金の適用の適正化
  - ① 20歳到達者の完全適用
  - ② 転業転職者等の種別変更の適正な届出励行
- (2) 健康保険・厚生年金・船員保険の適用の適正化
  - ① 適用対象事業所の適用促進
  - ② 適用事業所に対する指導及び事業所調査
- (3) 基礎年金番号の適正な管理

### 2. 保険料等収納事務に関する事項

- (1) 国民年金の収納率の向上
  - ① 国民年金保険料の確実な収納
  - ② 保険料免除制度、学生納付特例制度、若年層の納付猶予制度等の周知徹底
- (2) 健康保険・厚生年金・船員保険の徴収対策の推進
  - ① 社会保険料等の確実な収納
  - ② 労働保険との徴収事務一元化の推進

### 3. 保険給付事務に関する事項

- (1) 年金給付の的確な実施
  - ① 年金給付の適正化
  - ② 年金受給権者に対する適正な届出の周知
- (2) 保険給付の的確な実施
  - ① 医療費の適正化
  - ② 現金給付の適正化

#### 4. 年金相談等の充実に関する事項

- ① 年金相談体制の充実
- ② 年金個人情報提供の充実

#### 5. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項

- ① 保健事業の実施
- ② 保健・福祉施設事業の実施

#### 6. 業務全般に関する事項

- (1) 国民サービスの向上
- (2) 予算執行の透明化
- (3) 広報活動の推進
  - ① 社会保険事業の効果的な広報
  - ② 年金教育の推進
- (4) 個人情報の保護及び情報の公開
  - ① 個人情報保護
  - ② 情報の公開等
- (5) 社会保険オンラインシステムの見直し
- (6) 組織の改革
  - ① ガバナンスの強化
  - ② 組織、人員の最適配置、外部委託の拡大等